

◇ 納付されていない源泉所得税

Q : 勤務していた会社が不渡りを出して倒産してしまいました。会社は、社員から預かった源泉所得税を納付せず、会社の経費や借金の返済に充当していたようです。

ところで、今年は歯の治療をしたので、医療費控除を受けたいのですが、私の源泉所得税は納付されていないので、還付の申告はできないのでしょうか。

A : 確定申告をすれば、所得税の還付が受けられます。

【解説】

サラリーマンなどが受け取る給与や退職金は、その支払先である会社が所得税を源泉徴収して国に納付することになっています。

会社が、給与などの支払いの際に所得税の源泉徴収をしたときは、徴収された者に対する所得税の還付については、会社はその所得税を国に納付すべき日において納付があったものとみなされます。

したがって、ご質問のように、所得税がすでに源泉徴収されている場合には、会社がその所得税を国に納付していなくても、納付があったものとみなされますので、確定申告をすれば、所得税の還付を受けることができます。

一方、未払いの給与などについて所得税が源泉徴収されていないケースや、給与などが支給されていてもその所得から所得税が源泉徴収されていないケースでは、その所得税が源泉徴収されるまでは還付は受けられません。

